

○和寒町新型コロナウイルス感染症に係る経営継続緊急支援金交付要綱

(令和3年8月11日告示第33号)

(目的)

第1条 この要綱は、長引く新型コロナウイルス感染症流行により、経営に大きな打撃を受けている町内の中小企業、個人事業主等に対し、緊急支援金を交付することにより、今後の経営継続を支援することを目的とする。

(助成対象)

第2条 この要綱による助成金の交付対象は、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業、小規模企業者及び個人事業主であって、町内で事業所または店舗を有し商工業者として自己の名をもって商行為を行うことを業とする事業者又は店舗その他これに類似する設備によって物品を販売することを業とする者及び自宅兼事務所で事業を営む者で引き続き事業を継続していく意思のある者とし、新型コロナウイルス感染症流行の影響により、次のいずれかの方法で減収が認められる者とする。

(1) 令和3年1月から6月までの売上合計が、平成31年1月から令和元年6月までの売上合計と比較して10%以上減少し、かつ、その減少額が10万円以上となった場合

(2) 平成31年2月以降に開業した場合は、令和2年12月までの任意の連続する6か月と令和3年1月から6月までの売上合計を比較して10%以上減少し、かつ、その減少額が10万円以上となった場合

2 前項の規定にかかわらず、次に該当する者は、支援金を申請することができない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員並びにこれらの者に準ずる反社会的団体及びその構成員

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、次の売上減少算定額の区分に応じた額とする。ただし、令和3年1月以降に国の一時支援金、国の月次支援金、道の時短協力金の給付を受けた場合は、算出した売上減少額からその受給額を差し引いた額を売上減少算定額とし、売上減少算定額が1万円以上10万円未満となった場合は、千円単位を切り捨てた額を支援金の額とする。

売上減少算定額	支援金
1万円以上10万円未満	売上減少算定額の千円単位を切り捨てた額
10万円以上50万円未満	10万円
50万円以上100万円未満	20万円
100万円以上	30万円

(支援金の交付申請)

第4条 支援金を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、令和3年9月30日までに和寒町新型コロナウイルス感染症に係る経営継続緊急支援金交付申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)に、次に掲げる書類を添えて商工会を經由し町長に提出しなければならない。

- (1) 支援金額計算書(様式第2号)
- (2) 身分証明書の写し(個人事業主のみ)
- (3) 本年及び前前年の決算書等営業実績(確定申告書等)が確認できる書類の写し
- (4) 振込先口座の情報が記載された振込依頼書
- (5) 国の一時支援金、国の月次支援金、道の時短協力金の給付通知書等金額を確認できる書類等

2 前項の規定にかかわらず、町長が必要と認めるときは、申請書に添える書類を追加又は省略することができる。

(助成金の交付決定及び通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容の審査を行い、支援金の交付の可否を決定し、別記様式第3号により速やかに当該申請者へ通知するものとする。

(支援金の返還)

第6条 町長は、偽りその他不正な手段により支援金の交付を受けた者があるときは、その者から当該支援金を返還させることができる。

(業務の委託)

第7条 町長は、支援金の交付事務の全部又は一部を委託することができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条関係)

交付申請書

[別紙参照]

様式第2号(第5条関係)

支援金額計算書

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

決定通知書

[別紙参照]